



女性の視点も踏まえた 社会保障制度・税制等の検討

令和4年12月22日
内閣府男女共同参画局

女性版骨太の方針における記載

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（抄）

（令和4年6月3日政府決定）

I 女性の経済的自立

（4）女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討

我が国の社会保障制度・税制は昭和時代に形作られたが、令和の時代を迎え、女性の人生や家族の姿は多様化している。離婚件数が増加し、未婚率も上昇した結果、昭和の時代には9割が50歳時点で配偶者がいたが、令和の時代には3割が配偶者がいない状態となっている。単身世帯及びひとり親世帯の割合も上昇し、昭和の時代に比べて2.5倍、全体に占める割合も約半分となった。一方で、現在の制度は、配偶状況によって取扱いを変えるため、本人の就労だけではなく配偶状況によって格差が生じており、有配偶の非正規雇用女性は未だに4割程度が就業調整を選択している。また、離婚した女性の年金額は低い傾向にある。さらに、夫の所得が高くなるほど妻の有業率が低く、いわゆる専業主婦が多い傾向にある。このような状況を踏まえ、

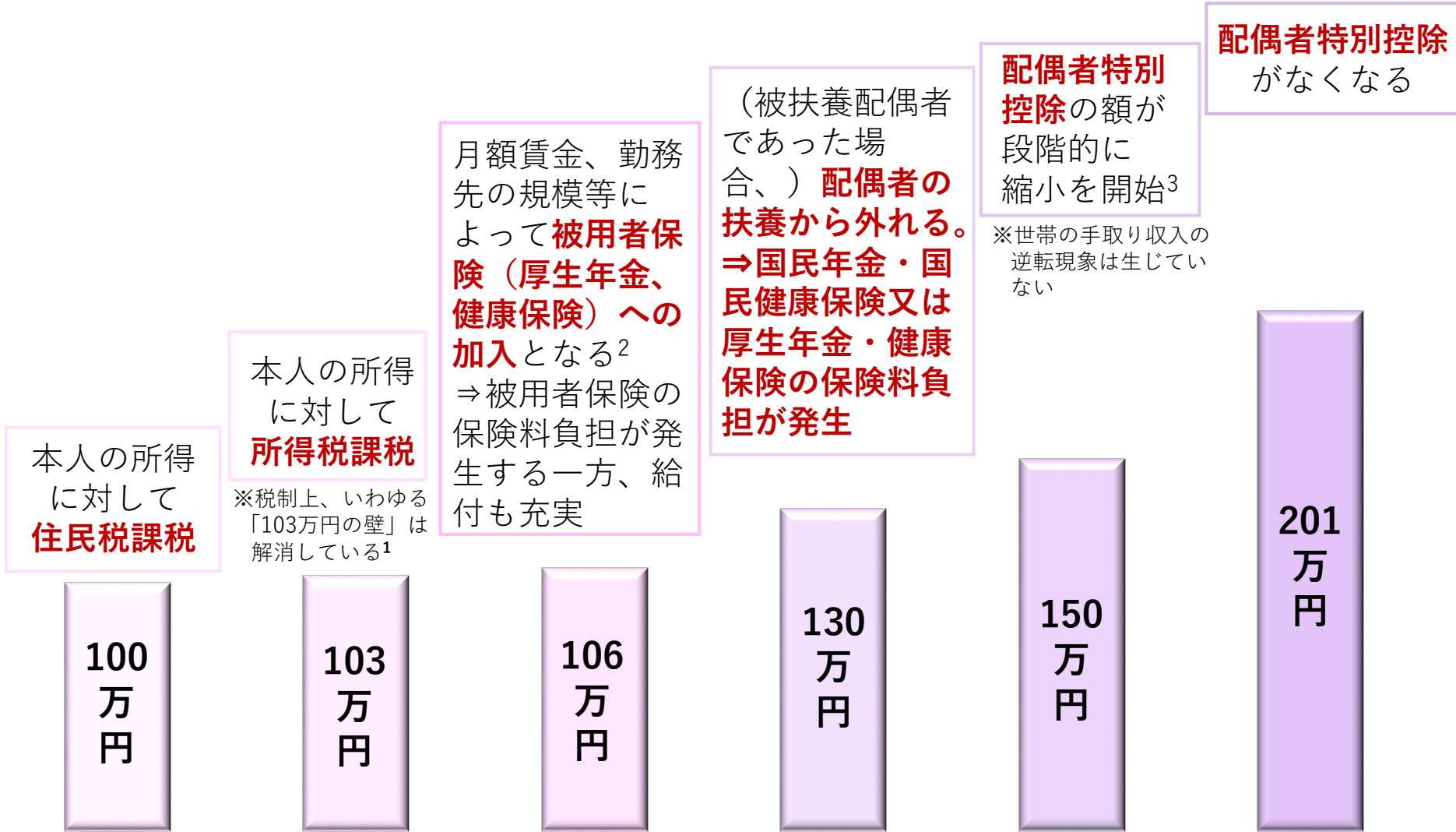
①現行の制度は就業調整を選択する人を増やしているのではないか。

②配偶者の経済力に依存しやすい制度は、男女間賃金格差も相まって、女性の経済的困窮に陥るリスクを高める結果となっているのではないか。

③現行の制度は分配の観点から公平な仕組みとなっていないのではないか。

という主に3つの観点から、社会保障制度や税制等について検討を行う。【内閣府、関係府省】

関連制度について



- かつては、配偶者控除の適用がなくなることにより世帯の手取り収入の逆転現象が生じていたが、配偶者の所得の大きさに応じて、控除額を段階的に減少させる配偶者特別控除の仕組みがあるため、配偶者の収入が103万円及び150万円を超えた場合でも、世帯の手取り収入の逆転現象は生じない仕組みとなっている。
- 短時間労働者は、①週所定労働時間20時間以上、②月額賃金8.8万円以上、③勤務期間2カ月以上の場合、④100人超企業勤務等の要件を満たす場合に被用者保険に加入することとなる。このうち、2024年10月から、④50人超企業勤務に改正予定。
- 納税者本人の合計所得金額が900万円を超え1,000万円以下（年収1,095万円を超え1,195万円以下）の場合は控除額が減額、1,000万円を超える場合には消失。

昭和35（1960）年、昭和60（1985）年と令和2（2020）年の比較

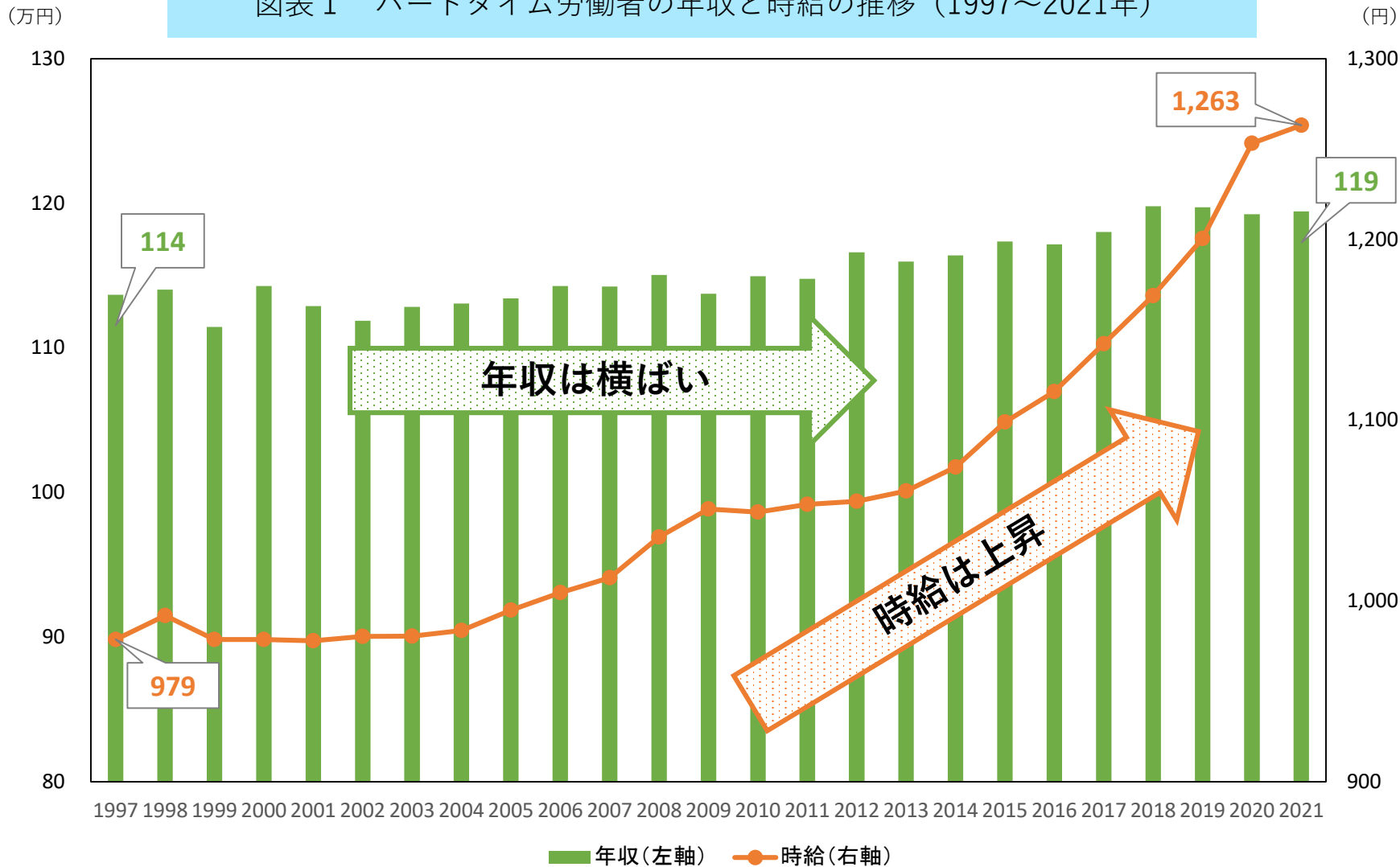
	昭和35（1960）年 配偶者控除創設 ¹	昭和60（1985）年 第3号被保険者創設	令和2（2020）年 （1985年からの増加率）
婚姻件数 ²	86.6万件	73.6万件	52.6万件（▲28.5%）
離婚件数 ²	6.9万件	16.7万件	19.3万件（+15.6%）
30歳有配偶率 ³	女性81.2% ⁴ 男性71.0% ⁴	女性83.4% 男性61.0%	女性54.0%（▲29.4pt） 男性43.3%（▲17.7pt）
50歳未婚率 ³	女性1.9% ⁵ 男性1.3% ⁵	女性4.3% 男性3.7%	女性16.4%（+12.1pt） 男性25.9%（+22.2pt）
単独世帯数 ³ （全世帯に占める割合 ³ ）	178万世帯 ⁶ 8.6% ⁶	789万世帯 20.8%	2,115万世帯（+168.1%） 38.0%（+17.2pt）
ひとり親世帯数 ³ （全世帯に占める割合 ³ ）	-	240万世帯 6.3%	500万世帯（+108.3%） 9.0%（+2.7pt）
平均寿命 ⁷	女性70.19歳 男性65.32歳	女性80.48歳 男性74.78歳	女性87.74歳（+7.26年） 男性81.64歳（+7.16年）
死亡年齢最頻値 ⁸	女性80歳 男性75歳	女性86歳 男性81歳	女性92歳（+6年） 男性88歳（+7年）
雇用の共働き世帯数 ⁹ （夫が就業している世帯に占める割合 ³ ）	-	722万世帯 52.1%	1,240万世帯（+71.7%） 64.3%（+12.2pt） ¹⁰
うち妻がフルタイム（週35時間以上） ⁹	-	462万世帯	483万世帯（+4.5%）
<u>うち妻がパートタイム（週35時間未満）</u> ⁹	-	229万世帯	668万世帯（+191.7%）
男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆる専業主婦世帯） ⁹	-	952万世帯	571万世帯（▲40.0%）
配偶者特別控除適用人数 ¹¹	-	1,115万人 ¹²	122万人
配偶者控除適用人数 ¹¹	-	(1,098万人) ¹³	970万人
第3号被保険者制度適用人数	-	1,093万人 ¹⁴	793万人¹⁵

1. 配偶者控除は昭和36（1961）年創設 2. 出所：人口動態調査 3. 出所：国勢調査 4. 25～29歳と30～34歳の有配偶率の平均 5. 45～49歳と50～54歳の未婚率の平均
6. 普通世帯と準世帯のうち、世帯人数が1人の世帯数を合計して算出。 7. 出所：昭和35年、60年は完全生命表、令和2年は簡易生命表 8. 出所：第14回簡速静止人口表、第39回簡速静止人口表、令和2年簡易生命表 9. 出所：昭和60年は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）、令和2年は総務省「労働力調査（詳細集計）」。「労働力調査特別調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違する点に留意。 10. 2015年の共働き世帯割合を記載 11. 出所：民間給与実態調査。1年を通じて勤務した給与所得者で年末調整を行った者のうちの適用人数。
12. 昭和62（1987）年の適用人数 13. 出所：配偶者特別控除適用人数の内数。昭和62（1987）年の適用人数。 14. 昭和61（1986）年適用人数。 出所：厚生労働省年金局年金財政ホームページ
15. 出所：令和2年度厚生年金保険・国民年金制度の概況

パートタイム労働者の時給と年収の推移（1997～2021年）

過去25年間でパートタイム労働者の時給は約30%上昇したが、年収の伸びは約5%にとどまる。

図表1 パートタイム労働者の年収と時給の推移（1997～2021年）

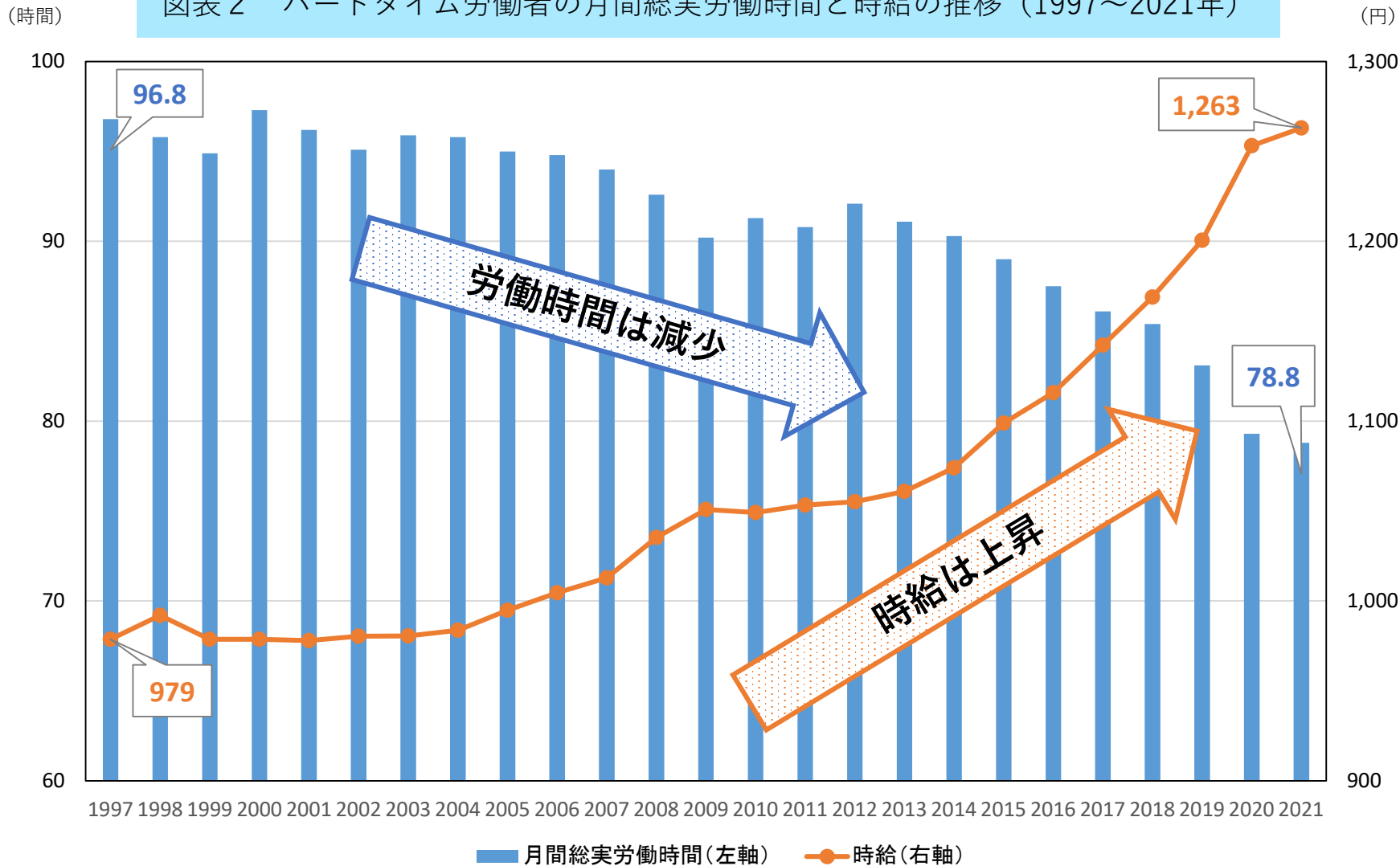


（備考）「毎月勤労統計調査」より作成

パートタイム労働者の時給と月間総実労働時間の推移（1997～2021年）

時給の上昇とは逆に、過去25年間でパートタイム労働者の月間総実労働時間は減少し続けている。

図表2 パートタイム労働者の月間総実労働時間と時給の推移（1997～2021年）

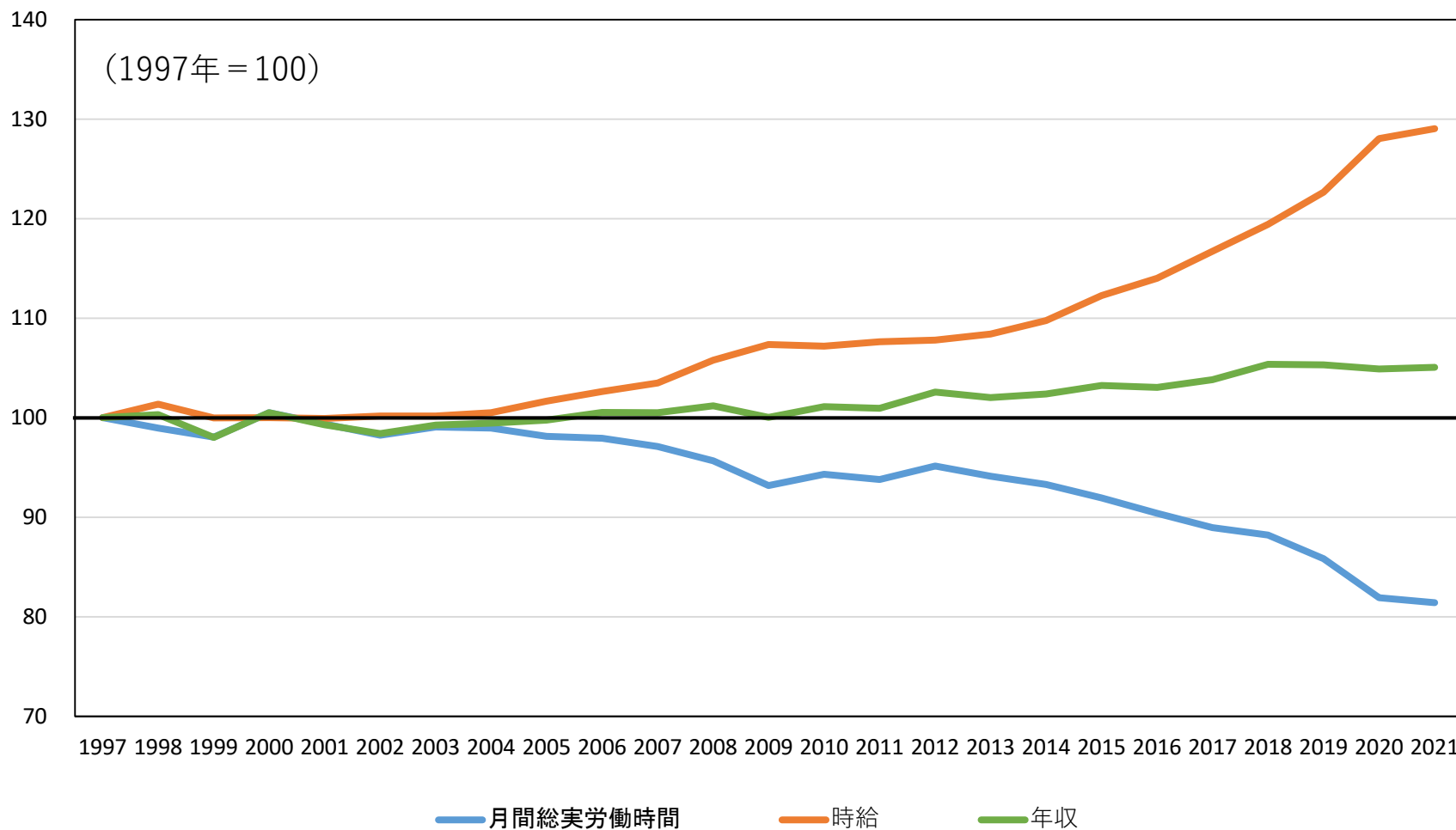


(備考) 「毎月勤労統計調査」より作成

パートタイム労働者の時給・年収・月間総実労働時間と時給の推移（1997～2021年）

パートタイム労働者は、時給の上昇に対応して労働時間を減少させている可能性があり、結果的に年収の増加につながっていない。この背景には、「年収の壁」の存在の影響も考えられる。

図表3 パートタイム労働者の時給・年収・月間総実労働時間の推移（1997～2021年）

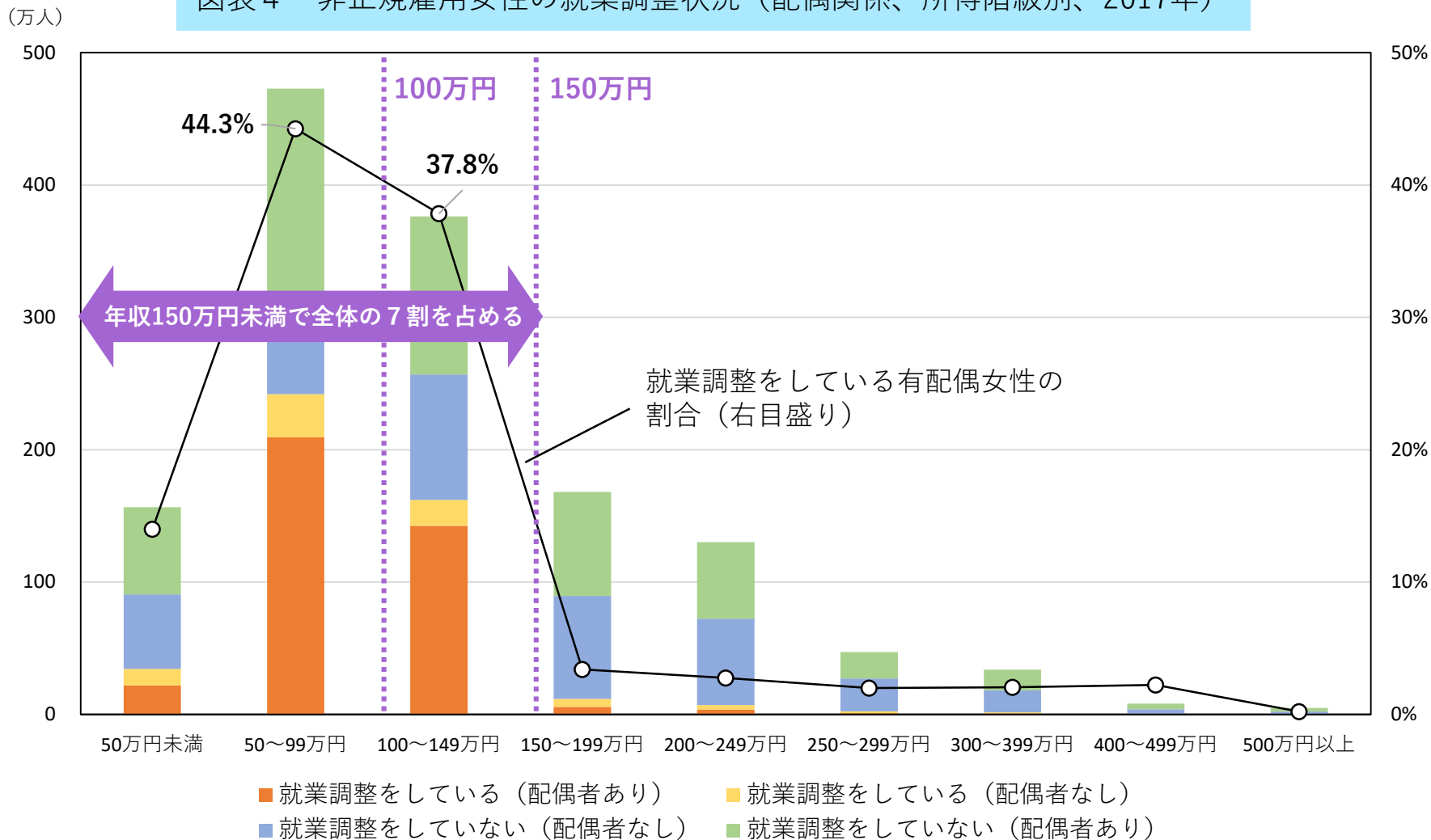


(備考) 「毎月勤労統計調査」より作成

非正規雇用女性の就業調整状況（配偶関係、所得階級別、2017年）

非正規雇用女性の年収分布と就業調整状況をみると、就業調整をしている有配偶女性が、年収50～149万円の者の4割程度を占める。また、年収150万円未満の者が全体の7割程度を占める。

図表4 非正規雇用女性の就業調整状況（配偶関係、所得階級別、2017年）

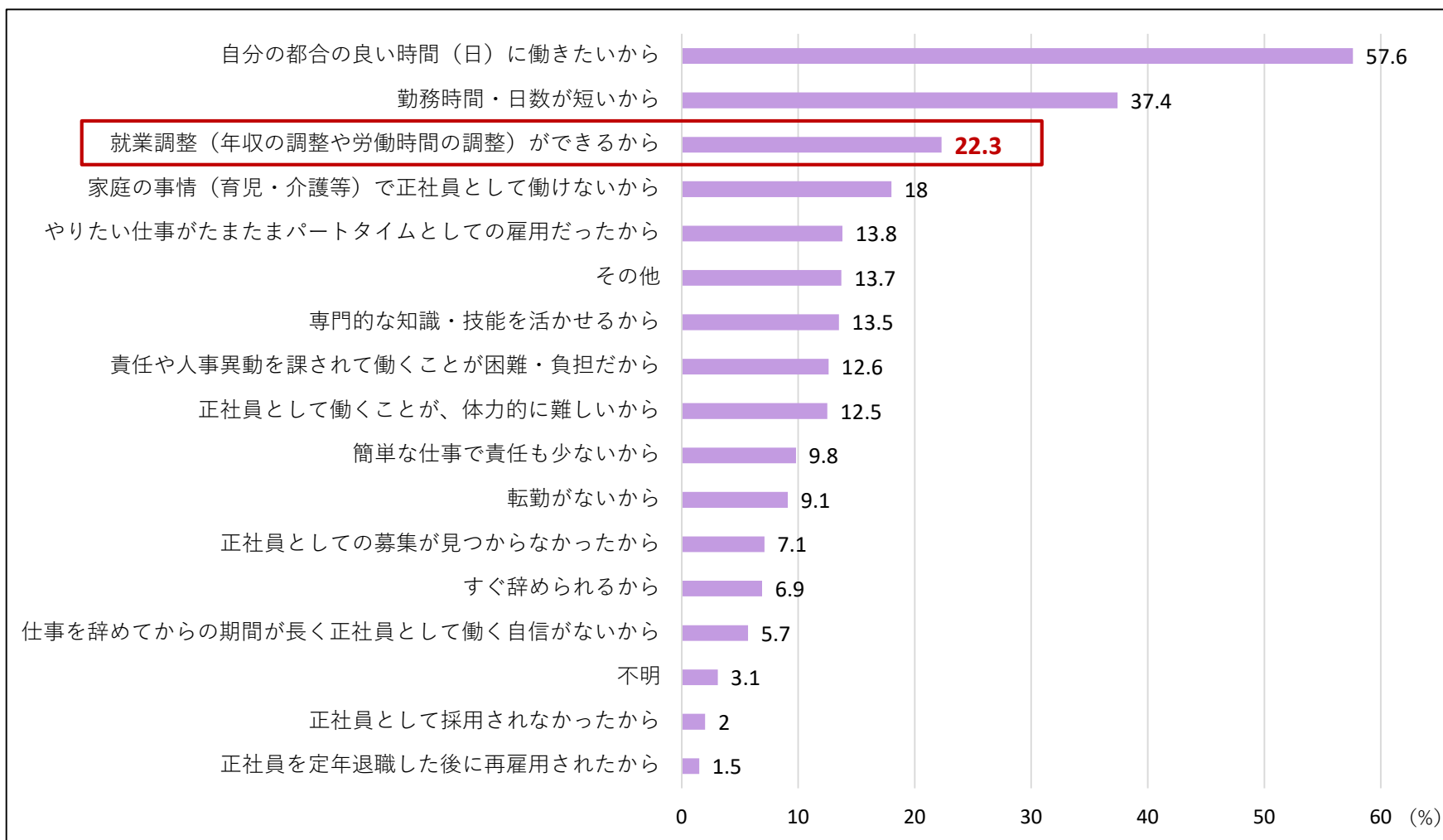


（備考）「平成29年就業構造基本調査」より作成

現在の就業形態を選んだ理由（女性パートタイム労働者）

女性パートタイム労働者の約2割が「就業調整ができること」を理由に現在の就業形態を選択。

図表5 現在の就業形態を選んだ理由（女性パートタイム労働者）

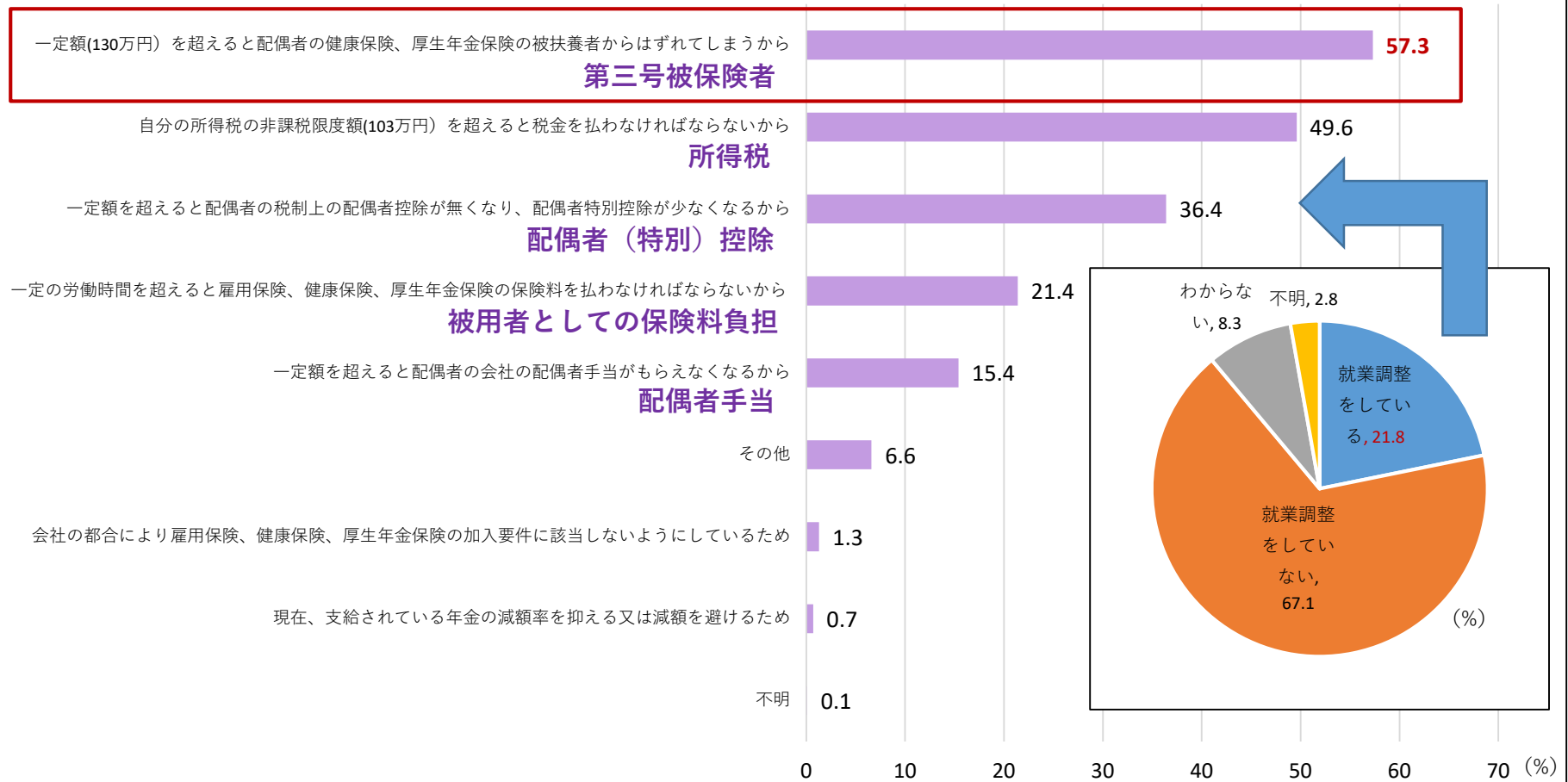


（備考） 「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より作成

過去1年間の就業調整の有無と就業調整をした理由（女性パートタイム労働者）

女性パートタイム労働者の約2割が過去1年間で就業調整を行っており、理由の中では「**第三号被保険者にとどまるため**」が約6割と最も多い。

図表6 過去1年間の就業調整の有無と就業調整をした理由（女性パートタイム労働者）

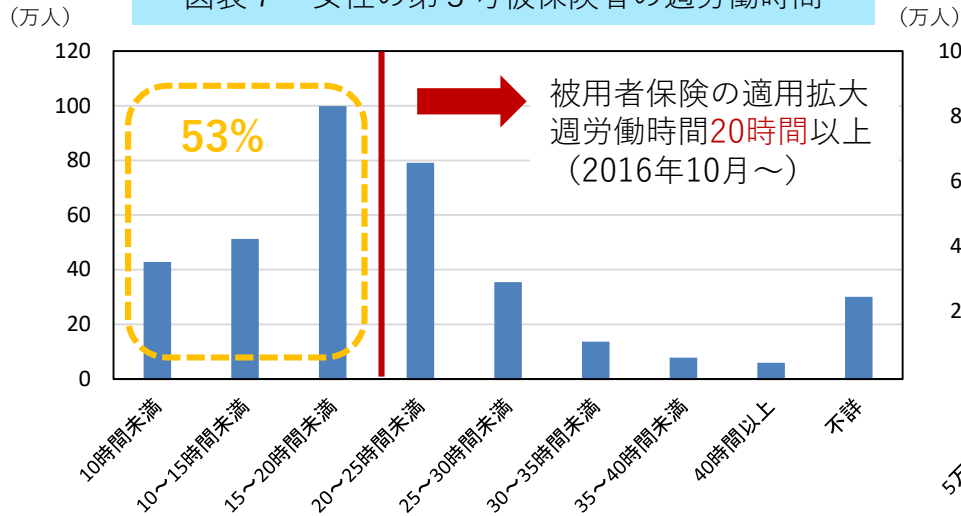


(備考) 「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より作成

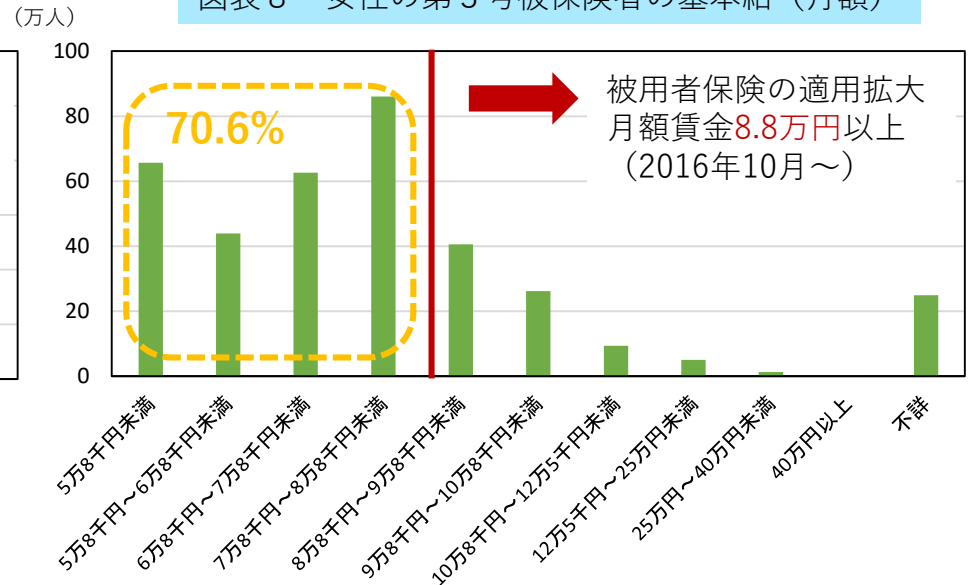
女性の第3号被保険者の状況（2019年）

女性の第3号被保険者（会社員・公務員）の状況を見ると、週労働時間20時間未満の者は53%で、月額賃金8.8万円未満の者は70.6%となっており、全体では非就業者・不詳が43.1%を占める。

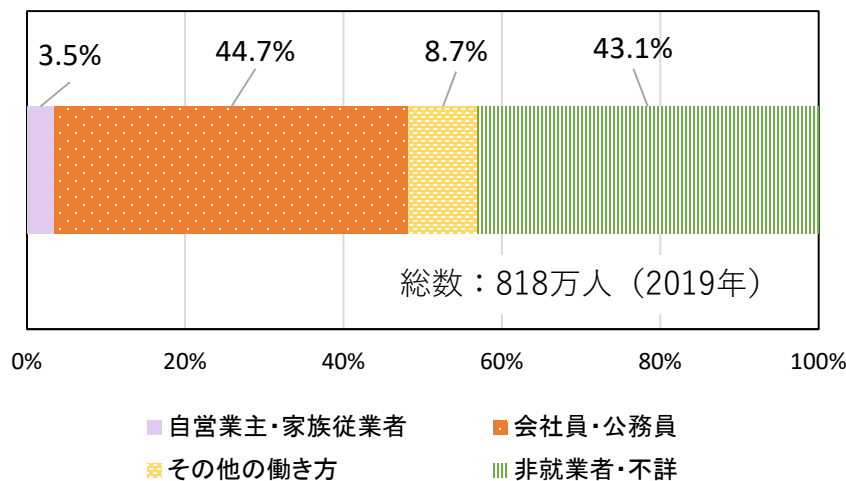
図表7 女性の第3号被保険者の週労働時間



図表8 女性の第3号被保険者の基本給（月額）



図表9 女性の第3号被保険者の就業形態

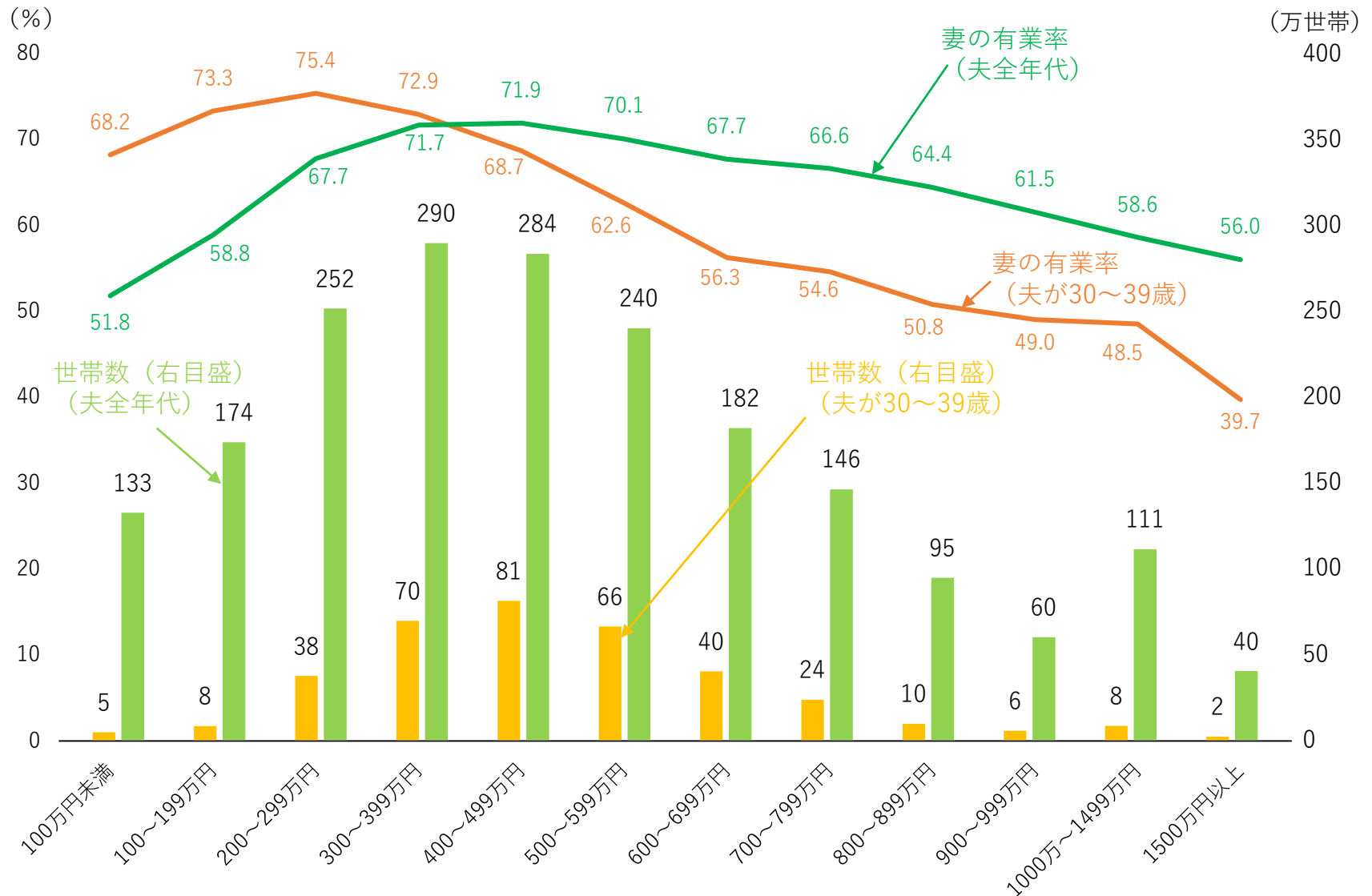


（備考1）「令和元年公的年金加入状況等調査」より作成。

（備考2）図表7及び8は、女性の第3号被保険者のうち「会社員・公務員」について。

夫の所得階級別の世帯数と妻の有業率（2017年）

夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなる（専業主婦が多くなる）。



(備考) 「平成29年就業構造基本調査」より作成

昭和60（1985）年と令和2（2020）年の比較（家族類型）

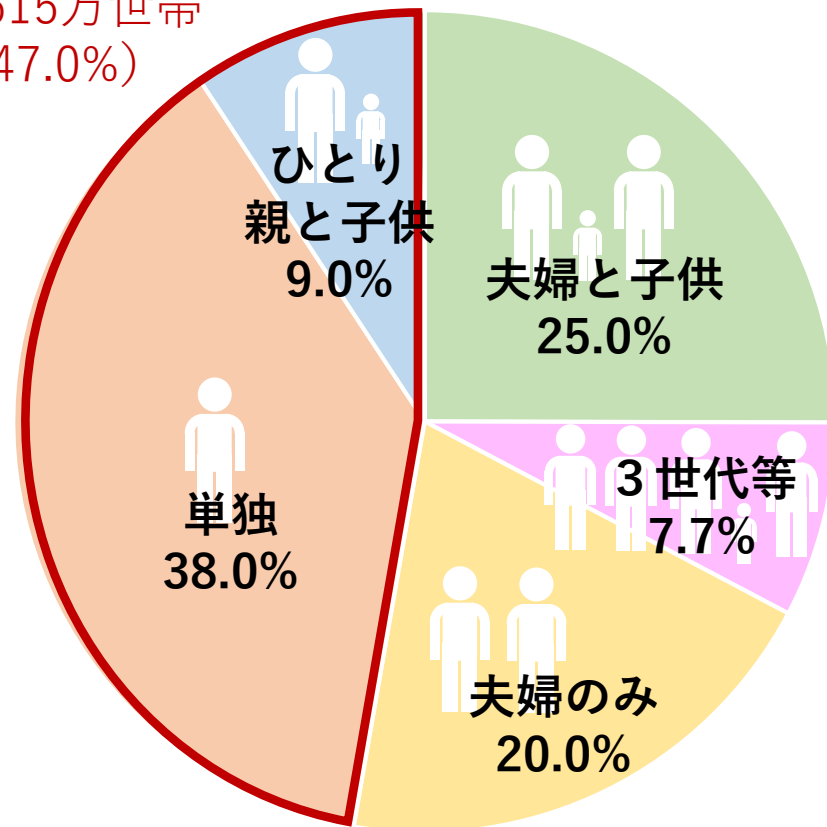
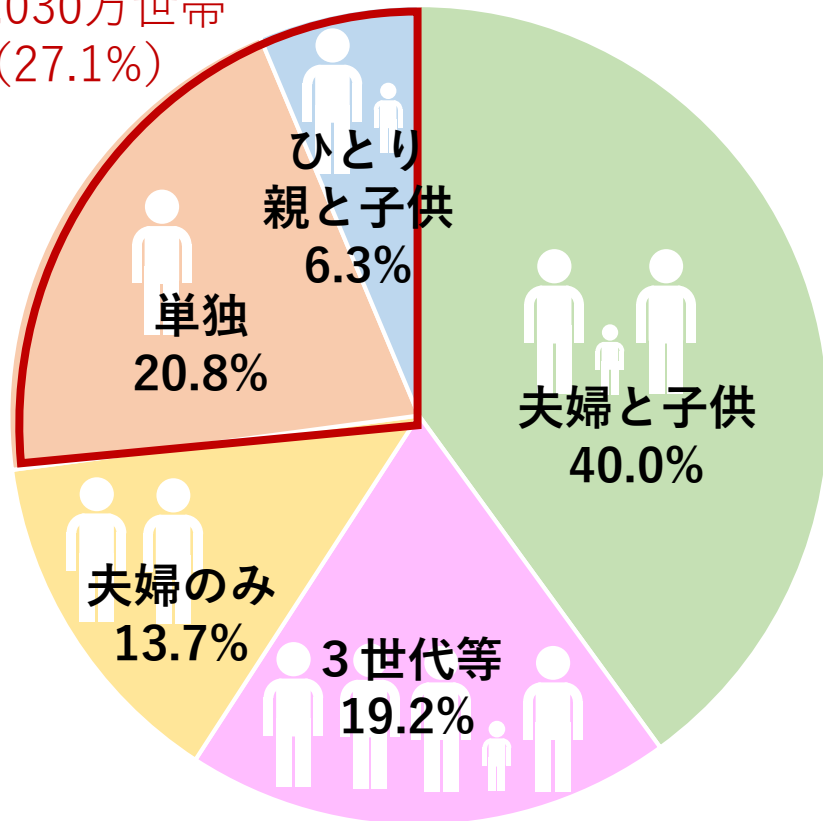
ひとり親世帯、単独世帯の合計は、昭和の時代に比べて2.5倍。
全体に占める割合も約半分にまで増えている。

昭和60（1985）年

令和2（2020）年

単独世帯＋ひとり親世帯
1,030万世帯
(27.1%)

単独世帯＋ひとり親世帯
2,615万世帯
(47.0%)

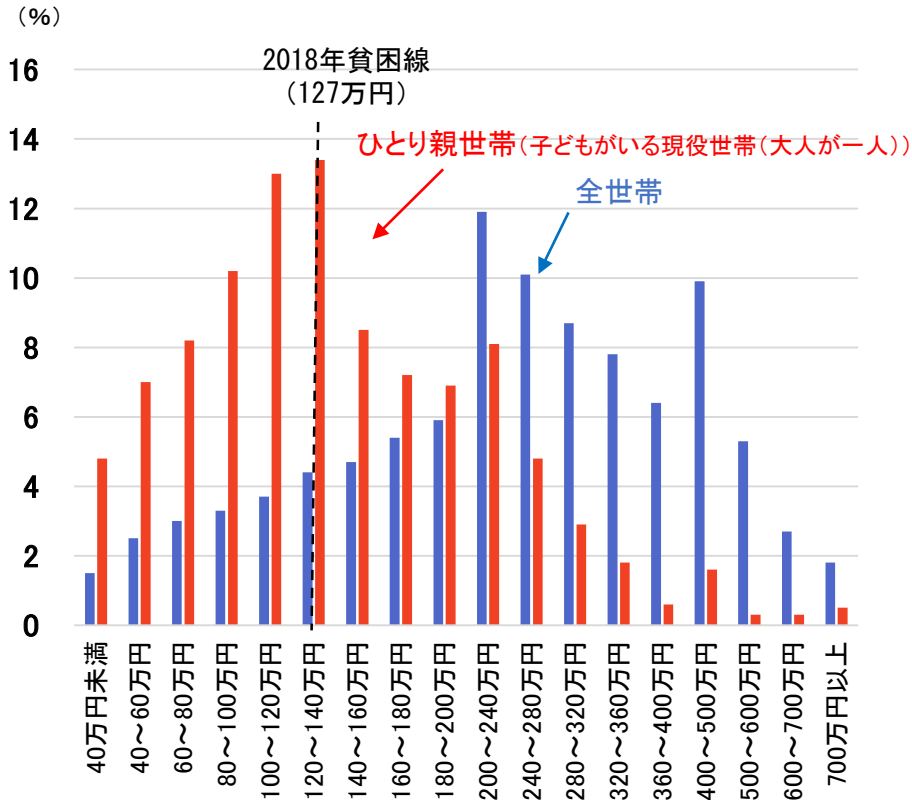


(備考) 国勢調査より作成

ひとり親世帯の状況

全世帯とひとり親世帯の等価可処分所得の分布（2018年）

ひとり親世帯（子どもがいる現役世帯（大人が一人））の約半数が貧困線以下で生活している。



（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

ひとり親世帯の相対的貧困率の国際比較

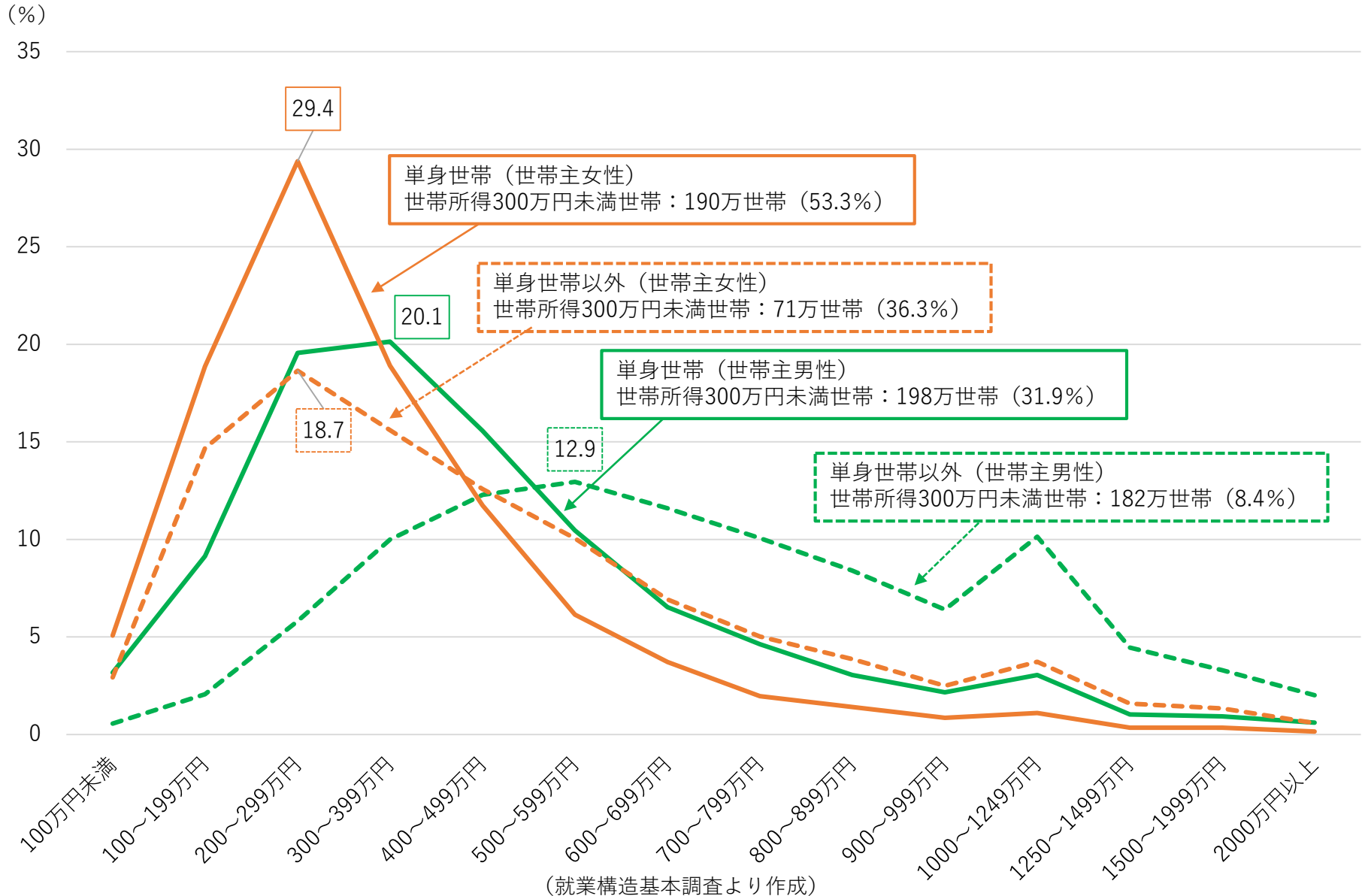
日本のひとり親世帯の相対的貧困率を国際比較すると、OECD加盟35カ国中34位となっている。

順位	国名	割合
1	デンマーク	8.2
2	フィンランド	12.5
3	ポーランド	16.4
4	エストニア	21.6
5	アイスランド	23.0
6	ノルウェー	23.1
7	ハンガリー	23.5
8	オーストリア	24.1
9	フランス	25.9
10	イギリス	25.9
11	スウェーデン	26.3
12	ギリシャ	27.7
13	オランダ	29.5
14	ドイツ	29.6
15	ポルトガル	30.2
16	トルコ	31.4
17	スロベニア	31.6
18	イスラエル	32.0

順位	国名	割合
19	ベルギー	32.2
20	チェコ	32.8
21	ラトビア	34.5
22	アイルランド	34.5
23	メキシコ	34.7
24	オーストラリア	36.7
25	イタリア	37.0
26	スロバキア	37.3
27	スペイン	40.2
28	カナダ	41.0
29	ルクセンブルク	41.1
30	チリ	42.6
31	アメリカ	45.7
32	リトアニア	45.8
33	ニュージーランド	46.1
34	日本	48.1
35	韓国	52.9
OECD平均		24.6

- （備考）1. OECD, Family database “Child poverty”より内閣府男女共同参画局作成。
日本の数値は、2019年国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく2018年のデータ。
2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出（相対的貧困率）。
3. 基本的に2016年の数値であるがニュージーランドは2014年、アイスランド及びトルコは2015年。フィンランド、ノルウェー、イギリス、スウェーデン、イスラエル、カナダ、チリ、アメリカ、韓国は2017年。

世帯主が就業している世帯の所得分布（2017年）



注) 世帯主が「仕事の主」である世帯。「世帯所得」とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間（平成28年10月～29年9月）の収入（税込み額）の合計をいう。なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的な収入は含まない。